| 番号 | 件名 | 頁 | 段 |
|---|---|---|---|
| 八〇 | 日本国に帰化を許可する件 | 五 | 三 |
| 八一 | 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 | 七 | 二 |
| 八二 | 除籍が滅失した件 | 七 | 二 |
| 八三 | 除籍の一部が滅失した件 | 七 | 二 |
| 八四 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 | 七 | 三 |
| 八五―八八 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 七 | 三 |
| 八九 | 日本国に帰化を許可する件 | 八 | 二 |
| 九〇 | 商業登記規則第三十六条第二項等の規定による電磁的記録の方式等の一部を改正する件 | 八 | 三 |
| 九一 | 除籍が滅失した件 | 九 | 一 |
| 九二 | 戸籍の一部が滅失した件 | 九 | 一 |
| 九三 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 | 九 | 一 |
| 九四 | 登記回復に関する件 | 九 53 | 一 |
| 九五 | 除籍が滅失した件 | 一三 | 二 |
| 九六 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 一三 | 二 |
| 九七 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 | 一三 | 二 |
| 九八 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件 | 一三 | 二 |
| 九九 | 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 | 一四 | 六 |
| 一〇〇 | 除籍が滅失した件 | 一四 | 六 |
| 一〇一 | 登記回復に関する件 | 一四 57 | 二 |
| 一〇二 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 | 一五 | 一 |
| 一〇三 | 日本国に帰化を許可する件 | 一五 | 二 |
| 一〇四 | 除籍が滅失した件 | 一六 | 四 |
| 一〇五 | 戸籍が滅失した件 | 一六 | 四 |
| 一〇六 | 登記回復に関する件 | 一六 | 四 |
| 一〇七 | 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件 | 一九 | 二 |
| 一〇八 | 日本国に帰化を許可する件 | 一九 | 三 |
| 一〇九 | 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 | 二一 | 四 |
| 一一〇 一一一 | 除籍の一部が滅失した件 | 二一 | 四 |
| 一一二 | 日本国に帰化を許可する件 | 二二 | 三 |
| 一一三 | 除籍の一部が滅失した件 | 二三 | 二 |
| 一一四 | 除籍が滅失した件 | 二三 | 二 |
| 一一五 | 土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件 | 二三 | 二 |
| 一一六 | 日本国に帰化を許可する件 | 二三 | 二 |
| 一一七 一一八 | 除籍が滅失した件 | 二六 | 二 |
| 一一九 一二〇 | 〃 | 二八 | 二 |
| 一二一 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 二九 | 七 |
| 一二二 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 | 二九 | 七 |
| 一二三 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 二九 | 七 |
| 一二四 | 原戸籍が滅失した件 | 三〇 | 四 |
| 一二五 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件 | 三〇 74 | 一八〇 |